

自然公園法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第17号

自然公園法施行細則の一部を改正する規則

自然公園法施行細則（平成12年岩手県規則第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(地位の承継の協議又は承認の申請)</p> <p>第5条 法第16条第4項において準用する法第12条第1項の協議又は承認に係る申請は、別に定める様式による<u>法人の合併（分割）による公園事業承継協議書又は法人の合併（分割）による公園事業承継承認申請書</u>によらなければならない。</p> <p>2 法第16条第4項において準用する法第12条第2項の申請は、別に定める様式による相続による公園事業承継承認申請書によらなければならない。</p>	<p>(地位の承継の協議又は承認の申請)</p> <p>第5条 法第16条第4項において準用する法第12条第1項の承認に係る申請は、別に定める様式による<u>譲渡承継による公園事業承継承認申請書</u>によらなければならない。</p> <p>2 法第16条第4項において準用する法第12条第2項の協議又は承認に係る申請は、別に定める様式による<u>法人の合併（分割）による公園事業承継協議書又は法人の合併（分割）による公園事業承継承認申請書</u>によらなければならない。</p> <p>3 法第16条第4項において準用する法第12条第3項の申請は、別に定める様式による相続による公園事業承継承認申請書によらなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。